

「音響遺産」認定規約

平 31. 2. 21 制定

(1) 目的

日本音響学会は、音響学および音に関わる事象を広く一般に伝えることを目的として、一般の方々の耳目に触れる機会があり、かつ音響的な特徴を持つ具体的事象および事物に対して、「音響遺産」として認定を行う。

(2) 認定の対象

- (a) 広義の音響学をもって説明が可能である具体的事象あるいは事物
- (b) 音響学の発展において貢献があった具体的事象あるいは事物
- (c) 音響的事象として広く一般に認知されている具体的事業あるいは事物

これらのうち、他者と区別可能な特徴を持つもの

(3) 認定の基準

- (a) 認定対象がその独自性（大きさ、古さ、普及度、知名度等）によって他者と区別できるもの
- (b) 音響学を基礎として発展してきた技術等の特徴を保有するもの、あるいはその元となったもの
- (c) 他団体などが既に表彰、認定、選定されたものを含む

(4) 認定手続

日本音響学会会長の指名を受けた理事が、認定委員長として認定委員会を組織し、合議の上、認定候補を選定する。認定委員長は認定候補選定後速やかに経過を役員会にて報告し、役員会での承認をもって認定対象として決定する。

- (a) 認定対象の一次候補については、研究委員会、調査研究委員会、支部、理事等からの推薦を広く受け付ける。
- (b) 年間 2～3 件程度を認定する。

(5) 認定の要件

- (a) その事象あるいは事物の所有者の了解を得ていること
- (b) 所有者が認定を受けたことを広くアピールすることに同意していること

(6) 認定方法

- (a) 認定を受ける団体等に対して認定書賞状を贈呈する。
- (b) 当学会ホームページ等にて公表する。